

奈良県告示第三百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、吉野三町都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課及び下市町建設課において縦覧に供する。

令和六年三月十二日

奈良県知事 山下 真

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
吉野三町都市計画道路 三・七・三〇〇号 秋野左岸線	吉野郡下市町大字下市及び大字善城